

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年8月28日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第17号 宇治市文化財保護委員会委員を委嘱するについて
日程第5 議案第18号 平成27年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
日程第6 議案第19号 平成27年度以降使用小学校教科用図書の採択について
日程第7 議案第20号 平成26年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	学 校 教 育 課 長	上 道 貴 志
教 育 支 援 課 長	富 治 林 順 哉	教 育 総 務 課 主 幹	井 上 宜 久
学 校 教 育 課 主 幹	安 留 岳 宣	生 涯 学 習 課 主 幹	安 達 昌 子
生 涯 学 習 課 主 幹	今 莊 真 樹	歴 史 ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	杉 本 宏
一貫教育課総括指導主事	海 老 瀬 正 純	一貫教育課総括指導主事	市 橋 公 也

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教 育 総 務 課 主 事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------------	---------

開 会 （午後5時30分）

開会宣言 委員長が8月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 第24回紫式部文学賞受賞作品の決定について
 - (2) 第38回全日本中学ボウリング選手権大会について
 - (3) 宇治市の公民館の今後のあり方について（指針） 案
 - (4) 「要望書」等について
 - (5) 宇治市教育委員会後援事業について
- 以上5件を報告する。
-

[説 明]

(1) 第24回紫式部文学賞受賞作品の決定について

紫式部文学賞選考委員会は、推薦作品59点の中から第24回紫式部文学賞の受賞作品を、森まゆみ氏の「『青鞥』の冒険 女が集まって雑誌をつくるということ」に決定した。

森氏は1954年東京都生まれで、1984年には地域雑誌『谷中・根津・千駄木』を創刊し、2009年の終刊まで編集人を務めた。評伝『鷗外の坂』での芸術選奨文部大臣新人賞のほか、東京駅の保存や不忍池の環境保全にも関わり、サントリー地域文化賞等を受賞した。現在は地域史のアーカイヴ整備のため、「谷根千・記憶の蔵」を主宰している。

贈呈式は平成26年11月16日に宇治市文化センターで開催され、9月上旬に発表予定の紫式部市民文化賞受賞者もあわせて表彰される。

(2) 第38回全日本中学ボウリング選手権大会について

本大会の日程は平成26年7月22日から24日までの3日間で、キョーイチボウル宇治において開催された。42都道府県から196名の選手が参加し、そのうち京都府の選手は男女各4名の計8名で、宇治市の選手の最高位は、男子で108人中80位、女子で88人中78位であった。関連事業として、7月22日の開会式前に小学生を対象にしたボウリング体験イベント「ふれあいボウリング」を、また、3期に分けてボウリングの指導を行う教室「宇治市ジュニアボウリングスクール」を開催している。ボウリングスクールについては、現在第2期の参加者を募集しているところである。

(3) 宇治市の公民館の今後のあり方について(指針) 案

本指針案は、生涯学習審議会で論議いただいた内容を中心に、かつての公民館運営審議会や生涯学習審議会での審議内容をまとめて、「本市における今日的な公民館」にどのような機能が求められるかを示した内容となっている。

今年2月、市教委は「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園の地域・観光交流センターの整備にあわせて、宇治公民館の機能については、その施設へ移転する方向で関係者と協議し検討する」と議会や教育委員会に報告した。その後も、議会や公民館利用者等から「市教委は公民館機能とはどのようなものと考えているのか」といった質問を受けた。そこで、生涯学習審議会において、公民館に求められる機能、中でも今後宇治公民館を運営するにあたって求められる機能について、論議を深めていただいたところである。

資料の「1. 宇治市公民館の歩み」、「2. 社会教育をめぐる国の動向の変遷」、「3. 本市の社会教育施策の変遷」では、年代ごとに公民館をめぐる状況の変化をまとめている。「4. 本市の公民館事業」では、公民館で現在どのような事業を展開しているのかを示すために、平成25年度の公民館主催事業や独自の学習活動について列記した。

「5. 本市の公民館の今後のあり方について」では、「(1) 今日までの公民館がはたしてきた役割」として、「本市における公民館は、古くは公民館分館で地域住民により運営されてきたが、昭和40年の宇治公民館の開設に始まり、昭和61年の広野公民館まで5館が設置され、社会教育活動やコミュニティ活動の拠点施設として多くの市民のコミュニティ、文化・学習活動に寄与してきた」、また「現在は、生涯学習センター及び各館相互の連携を図りながら、地域に密着した学習事業の推進に努めている」等と記載している。

次に、「(2) これからの公民館に求められる学習活動の社会還元力」の考え方を示している。本年3月に策定した宇治市教育振興基本計画では、市民が受け身の生涯学習活動にとどまらずに社会貢献意識の醸成へと発展させることを目標に掲げ、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮されることを目指している。公民館等の生涯学習関連施設で学んできたことを社会に活かすという、いわゆる「社会教育の実践の場」とすること、そして地域コミュニティ施設での活動促進も市民の社会還元力と共通した働きをしていると述べている。

また、「(3) 宇治公民館の機能移転に求められること」として、ハード面での施設整備、講座やイベント等の実施、人と人をつなぐ役割、そして市民活動への支援について、生涯学習審議会や公民館運営審議会での論議をまとめている。

今回の指針案は、宇治公民館に的を絞ったまとめとなっているが、市には他にも4館の公民館がある。国の動向や市の他の公共施設整備との関係などを考慮した上で、今後はこれら4公民館を含む社会教育施設の活用と今後のあり方について、研究を進める必要があると考えており、宇治市における今日的な公民館のあり方、さらに社会教育・生涯学習の進め方については、生涯学習審議会において改めて機会を設けて研究・検討を続けることとして、今回の指針を結んでいる。

(4)「要望書」等について

宇治市立幼稚園PTA連合会より「要望書」、平成26年7月31日付で公益財団法人文字・活字文化推進機構、公益社団法人全国学校図書館協議会、学校図書館整備推進会議より「平成27年度学校図書館施策についてお願い」、平成26年8月に京都府眼科医会より「学校における色覚検査の希望調査及び希望者に対する色覚検査の実施について」の提出があった。

(5)宇治市教育委員会後援事業について

京都軟式野球連盟主催の「第38回近畿少年軟式野球大会」他15件、計16件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 公民館の今後のあり方についての指針案は、誰が取りまとめたものか。また、なぜこの時期に取りまとめたのか。

[事務局] 生涯学習審議会で論議していただいた内容を基に、生涯学習課が事務局となって取りまとめたものである。また、この時期に指針案を作成した理由としては、今年2月に市教委から「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園」の地域・観光交流センターの整備にあわせて宇治公民館の機能移転について協議・検討することを発表してから、市教委として公民館機能をどのようなものと考えているのかについて議会や利用者から質問があったためであり、主に4・6・8月の生涯学習審議会で論議していただいた内容をもとに以前の議論も踏まえ、宇治公民館の内容を中心にまとめている。

[委 員] 宇治公民館の機能移転については、決定されたのか。

[事務局] 宇治公民館の移転については老朽化の課題もあり、かねてよりあらゆる選択肢を検討してきたところである。今般、市長マニフェストに基づいて、右岸の「(仮称)太閤堤跡歴史公園」内の施設整備にあわせて公民館機能を移転することができないかということ、関係各課と協議しながら検討を進めているところであり、結論は出していない。

[委 員] サークル活動をしている方等の利用者に、本指針案を説明する機会はあるのか。

[事務局] 今年3月に一度説明会を開催しており、再度説明会を行うことを考えている。また、中央公民館を除く4公民館で構成されているサークル連絡会を通じて、他の公民館にも説明の機会を設けたい。

[委 員] 色覚検査について、本市の現状としてはどのような取組みを行っているのか。

[事務局] 保護者の希望をとった上で、小学校4年生の児童を対象として色覚検査を実施している。

日程第4 議案第17号 宇治市文化財保護委員会委員を委嘱するについて

[説明] 本委員会は、本市に所在する文化財について、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定及び保護顕彰、並びに活用に関して答申し、また文化財の保護と活用に関して必要な事項を建議いただくために設置されたものである。

今回、委員の任期満了に伴い、再度委員8名を平成26年9月1日から2年間の任期で委嘱するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第5 議案第18号 平成27年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

[説明] 小・中学校の特別支援学級において当該学年用検定教科書を使用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定教科書やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。また、採択の手続きについては、学校教育法第34条第1項に基づく教科用図書と異なり、学校教育法施行規則第131条第2項に基づく設置者責任による独自採択となる。

本議案は、平成27年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、「一般図書採択一覧表」の図書を採択したいというものである。

[質疑]

[委員] 採択にあたって、学校現場の意見はどのように反映されているのか。

[事務局] 市教委の指導主事が日常的に学校現場に入っているため、一般図書の採択にあたっては、本市の子どもたちの実態を踏まえた上で採択一覧表を作成している。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第6 議案第19号 平成27年度以降使用小学校教科用図書の採択について

[説明] 本議案は、平成27年度から4年間小学校で使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、去る7月25日開催の山城地区教科用図書採択委員会における協議結果を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき議決を求めているものである。

山城地区教科用図書採択委員会は、採択する教科用図書の協議を行うにあたって意見を広く聴取するために、教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施している。本市でも6月9日から7月11日までの間、市内の4小学校（北小倉小学校、御蔵山小学校、菟道小学校、平盛小学校）と市役所6階にて教科用図書の見本を展示し、2件の意見書が提出された。採択委員会全体では、83件の意見書の提出を受けている。

これらの意見を踏まえて協議した結果、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会は日本文教出版、地図は東京書籍、算数は新興出版社啓林館、理科は新興出版社啓林館、生活は新興出版社啓林館、音楽は教育芸術社、図画工作は日本文教出版、家庭は開隆堂出版、保健は東京書籍となっている。

前回までの教科用図書から発行者が変更となった教科は地図のみであり、帝国書院から東京書籍になっている。東京書籍の教科書はワイド版であり、1ページの中に日本全土を見渡せる地図が多く掲載されている点や、光の反射が少なく学習者にとって見やすい紙面となっている点などが考慮され、採択されている。

教育委員にも8月20日に教科用図書見本を閲覧していただいたところであるが、事務局として検討を重ねた結果、採択委員会の協議結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[質疑]

[委員] 山城地区教科用図書採択委員会では、どのような基準で教科用図書について検討しているのか。

[事務局] 本年4月に京都府教育委員会教育長より通知された採択基準、学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること、内容や構成が学習指導を進める上で適切であること、使用上の便宜が工夫されていることの3点に基づいて検討されている。

[委員] 具体的にどのような観点から検討するのか。

[事務局] 先ほど説明したの基準については、全体としての特徴や創意工夫を観点として検討している。の基準については、「1.基礎的・基本的な

内容の定着を図るための配慮」、「2．思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮」、「3．児童が自主的に学習に取り組むことができる配慮」、「4．学習指導要領に示していない内容の取扱い」、「5．他の教科等との関連」の5点、の基準については、表記・表現の工夫を観点としている。

[委員] 地図について、発行者が変更されている理由を改めて確認したい。

[事務局] 東京書籍については、A4判の大きさを活かして広い範囲を提示している、印刷表面に光沢がなく反射が少ないため見やすい、一つの地図に盛り込む情報量を絞っており小学生が学習しやすい、日本全土を見渡す地図を多く掲載している、細かな図や写真を割愛して地図を大きく提示している、巻頭に文字のない日本列島全図を掲載しており児童の気付きから授業が始まるという点で優れているため推薦された。

[委員] 学校現場の意見はどのように反映されているのか。

[事務局] 採択委員会の規約に、「専門委員を置き、選択委員会の諮問に応じ、教科書の専門的な調査研究を行う」とあり、専門委員は現場の校長、教頭、教員及び学識経験者の中から採択委員が委嘱しているものである。教科別に専門委員会が開催され、各専門委員長が調査報告書をまとめるとともに、協議の場で説明を求められたところである。また、学校の巡回展示の場でも、現場の教職員が意見を提出できるシステムになっている。

[委員] 提出された意見書の内容はどのようなものであったか。

[事務局] 宇治市においては、国語、算数、社会、家庭、保健に関して意見が寄せられた。国語科、算数科に対しては、前回改訂より教科書の厚みが増したことからか、上巻と下巻が別立てだと子どもが持って行く際に重くなく楽であるという意見があった。また、家庭科に関して、消費者教育がどのように扱われているか関心があり展示を見に来たという感想があった。

[委員] 社会科や生活科において、宇治という場所が置かれている土地柄や地域性を考慮した際に、各教科用図書に地域的な特性はあるのか。

[事務局] 社会科については、採択委員会の場で日本文教出版が推薦されているが、地域性の面でいえば、近畿地方の内容の記述が特に多く指導者や学習者にとって身近であること、他社が10地域程度であるのに対して23地域を取り上げていること、5年生の情報の単元において、他社が放送局を取り上げているのに対して京都新聞社を取り上げていること等が、推薦されるに至った地域性での大きなポイントであると考えられる。生活科については、新興出版社啓林館が推薦されているが、季節毎の自然や暮らしが山城地方の児童に最適であること、別冊の「たんけんブック」にも同様の山城地方の特性が盛り込まれており、このブックを持ってフィールドワークを行えること等が、地域性でのポイントである。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第7 議案第20号 平成26年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取
について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、平成26年9月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から8月27日付けで意見を聴取されているものである。提出議案は「平成26年度宇治市一般会計補正予算(第2号)」及び「宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

「平成26年度宇治市一般会計補正予算(第2号)」については、歳入において、補助対象人数見込の増加に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金を800万円追加するものである。

歳出については、補助対象人数見込の増加に伴い、私立幼稚園就園助成費補助金を2,400万円追加するものである。

また、学校給食調理業務委託事業では、平成26年度末で契約期間が満了となる、菟道小学校、大開小学校、宇治小学校、岡屋小学校、木幡小学校の5校の給食調理業務委託の更新に係る経費について、2億1,400万円の債務負担行為を設定するものである。

次に、「宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて」は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目的とした、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に公布され、この3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」における施設や事業の設備や運営等の基準については、国が政省令で定める基準を踏まえて全ての市町村において条例で定めることが義務付けられており、本市においても来年4月の新制度施行に向けて、新制度における各種基準条例の制定を行うものである。

本条例は、幼稚園や保育所、認定こども園といった教育・保育施設、また家庭的保育事業をはじめとする地域型保育事業について、それぞれ認可を受けた施設・事業者が、新制度のもとに本市で事業を実施するにあたって、保護者への説明や、子どもの処遇、事故発生時の対応等、運営面において適格

かどうか、本市の確認を受ける必要があるため、その基準を定めるものである。

[質 疑]

[委 員] 条例の制定については、以前に教育委員会会議で説明を受けているものか。

[事務局] 前回の教育委員会定例会において説明させていただいたものである。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時15分）